

平成17年度事業所等財務定期監査（監査対象：こども家庭局）

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状 況
<p>児童福祉施設の費用を適正に徴収すべきもの</p> <p>児童福祉施設等の児童福祉施設(保育所を除く)の徴収金は、世帯の所得税額等によって決定すべきものとされているが、納入義務者の所得等を確認できないため基準額を決定していない事例、課税状況等を確認するため納入義務者から提出された書類に不備がある事例が見受けられた。</p> <p>(こども家庭センター)</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>児童福祉施設等への入所手続きにおいて、親権者等に対して誓約書とともに所得調査に関する同意書の提出を義務付け、費用負担に関わる必要書類が未提出の場合についてはすみやかに職権で課税状況を公用照会し、確認を行うように改善を図った。</p> <p>また当該書類が不備な場合も、直接親権者等に連絡し、完備させる指導を行うように改善を図った。</p>	<p>措置済</p>